

# 廃棄物処理法の改正概要について

～平成 29 年改正廃棄物処理法が、平成 30 年 4 月 1 日\*から施行されました～

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」が平成 29 年 6 月 16 日に、同法の改正施行令が平成 30 年 1 月 31 日に、同法の改正施行規則が平成 30 年 2 月 22 日に公布され、平成 30 年 4 月 1 日\*から施行されました。

改 正 事 項	排出 事業者	処理 業者	その他	頁
<b>I 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例</b>				
1 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の創設(法第 12 条の 7 等)	○	○		2
<b>II 有害使用済機器の適正な保管等の義務付け</b>				
2 有害使用済機器の保管等に関する届出制度の創設 (法第 17 条の 2 等)			○	5
<b>III 廃棄物の不適正処理への対応の強化</b>				
3 電子マニフェストの使用の一部義務化等 (法第 12 条の 5 第 1 項等)	○			8
4 事業の廃止及び許可の取消しに伴う通知等の義務付け (法第 14 条の 2 第 4 項等)			○	9
5 産業廃棄物処理施設に対する停止命令等の明確化 (法第 15 条の 2 の 7)	○	○		9
6 事業の廃止及び許可の取消し等に伴う措置 (法第 19 条の 10 第 2 項)			○	10
7 紙マニフェスト及び電子マニフェストの虚偽記載等に関する罰則の強化 (法第 27 条の 2)	○	○		10
<b>IV その他</b>				
8 優良産廃処理業者認定制度に係る情報の更新時期 (規則第 9 条の 3 第 2 号、第 10 条の 4 の 2 第 2 号、第 10 条の 12 の 2 第 2 号 及び第 10 条の 16 の 2 第 2 号関係)		○		11

※ 「3 電子マニフェストの使用の一部義務化等」のうち、電子マニフェストの使用義務化に関する規定は平成 32 年 4 月 1 日に、電子マニフェストの情報処理センターへの登録及び報告期限に関する規定は平成 31 年 4 月 1 日に施行されます。

また、「8 優良産廃処理業者認定制度に係る情報の更新時期」については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行規則の一部を改正する省令(平成 30 年環境省令第 1 号)」が平成 30 年 2 月 2 日に公布され、同日施行されております。

☆ 法令等の略称

「法」・・・廃棄物の処理及び清掃に関する法律

「令」・・・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

「規則」・・・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

「都道府県知事」・・・石川県の場合は、石川県知事及び金沢市長

## I 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例

### 1 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の創設（法第12条の7等）

二以上の事業者がそれらの産業廃棄物の収集、運搬又は処分（再生を含む。以下同じ。）を一体として実施しようとする場合には、当該二以上の事業者は、共同して、二以上の事業者の一体的な経営の基準及び収集、運搬又は処分を行う事業者の基準のいずれにも適合していることについて、当該処理に係る区域を管轄する都道府県知事の認定を受けることができます。

認定を受けた場合には、当該二以上の事業者は、産業廃棄物処理業の許可を受けなくて、認定を受けた事業者間で相互に一体として産業廃棄物の処理を行うことができます。

#### (1) 二以上の事業者の一体的な経営の基準（規則第8条の38の2）

二以上の事業者のいずれか一の事業者（親法人）が、当該二以上の事業者のうち他の事業者（子法人）の全てについて、次のいずれかに該当することとされています。

- ① 当該二以上の事業者のうち他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額を保有していること。
- ② 次のいずれにも該当すること。
  - ア 当該二以上の事業者のうち他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の3分の2以上に相当する数又は額の株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除く。）又は出資を保有していること。
  - イ その役員（規則第2条第7号に規定する役員をいう。）又は職員を当該二以上の事業者のうち他の事業者の業務を執行する役員（これに準ずる者を含む。）として派遣していること。
  - ウ 当該二以上の事業者のうち他の事業者は、かつて同一の事業者であって、一体的に廃棄物を適正に処理していたこと。

#### (2) 収集、運搬又は処分を行う事業者の基準（規則第8条の38の3）

当該二以上の事業者のうち、それらの産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行う者が、産業廃棄物の適正な収集、運搬又は処分を行うことができる事業者として以下の基準に適合することとされています。

- ① 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関する計画において当該産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行うこととされた者であること。
- ② 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を統括して管理する体制\*の下で、当該産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行う者であること。

※ 統括管理者は、親法人であること。
- ③ 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分以外の産業廃棄物の処理を行う場合にあつては、当該産業廃棄物と区分して処理するために必要な措置\*を講ずることができる者であること。

※ 例えば、処理施設の使用日を分けること等
- ④ 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を当該二以上の事業者以外の者に委託する場合

にあつては、当該二以上の事業者のうち他の事業者と共同して、受託者と委託契約を締結するとともに当該受託者に対し管理票を交付する者であること。

- ⑤ 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- ⑥ 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
- ⑦ 欠格要件に該当しないこと。
- ⑧ 不利益処分を受け、その不利益処分のあった日から5年を経過しない者に該当しないこと。
- ⑨ 次に掲げる基準に適合する施設を有すること。
  - ア 当該申請に係る産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合における当該収集又は運搬の用に供する施設については、次によること。
    - ・当該産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
    - ・積替施設を有する場合には、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。
  - イ 当該申請に係る産業廃棄物の処分を行う場合における当該処分の用に供する施設については、次によること。
    - ・当該産業廃棄物の種類に応じ、その処分に適する処理施設を有すること。
    - ・産業廃棄物処理施設にあつては、法第15条第1項の許可（法第15条の2の6第1項の許可を受けた場合にあつては、同項の許可）を受けたものであること。
    - ・保管施設を有する場合には、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。
- ⑩ その他環境大臣が定める基準に適合していること。

### (3) 認定の効果等

#### ① 排出事業者責任（法第12条の7第4項）

認定事業者のうち一の事業者の事業活動に伴って生ずる産業廃棄物についての産業廃棄物管理票等の規定の適用については、当該認定事業者のうち他の事業者も当該産業廃棄物の排出事業者とみなされます。これにより、当該認定に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を産業廃棄物処理業の許可を要しない自ら処理として扱うことができます。

#### ② 報告徴収等（法第12条の7第5項）

認定事業者のうちいずれか一の事業者の事業活動に伴って生ずる産業廃棄物についての報告徴収等の規定の適用については、認定事業者を一の事業者とみなします。

#### ③ 欠格要件（法第12条の7第6項）

認定事業者のうちいずれか一の事業者に関する産業廃棄物処理業の許可取消し等の欠格要件に係る規定の適用については、当該認定事業者のうち他の事業者もまた産業廃棄物処理業者等とみなして欠格要件該当性の判断の対象とされます。

#### ④ 帳簿の記載・保存義務（令第6条の4等）

認定事業者は、当該認定に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分の状況を把握できるよう、帳簿を備え、これを保存しなければなりません。

#### ⑤ 表示・備え付け（規則第7条の2及び第7条の2の2）

運搬車・船舶を用いて当該認定に係る産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨、名称及び認定番号（二以上あるときは、それらの全て）

を車体の両側面に鮮明に表示しなければなりません。

さらに、運搬車等に認定証（二以上あるときは、それらの全て）の写しを備え付けておかなければなりません。

⑥ 報告（規則第8条の38の11）

認定事業者は、共同して、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における当該認定に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関し、報告書を都道府県知事に提出する必要があります。

(4) 認定の申請に係る手続き（法第12条の7第1項等）

認定の申請は、当該二以上の事業者が、共同して、申請書を当該申請に係る産業廃棄物の積卸し及び処分を行おうとする区域※を管轄する都道府県知事に提出して行います。

※ 当該区域が二以上の都道府県にまたがる場合は、それぞれの区域を管轄する都道府県知事に申請し、申請した全都道府県知事から認定を受ける必要があります。

なお、詳細については、石川県廃棄物対策課（金沢市内の場合は、金沢市環境指導課）まで、ご相談ください。（連絡先は12ページ参照）



## II 有害使用済機器の適正な保管等の義務付け

### 2 有害使用済機器の保管等に関する届出制度の創設（法第 17 条の 2 等）

鉛等の有害物質を含む、使用済電気電子機器と金属スクラップ等が混合された物（いわゆる雑品スクラップ）等が、環境保全措置が十分に講じられないまま、保管や処分されることにより、火災を含む生活環境保全上の支障が生じており、対応の強化が必要となっていました。本改正により、有害使用済機器の保管又は処分（再生を含む。以下同じ。）を業として行おうとする者は、あらかじめ、その旨を当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に届け出なければなりません。

#### (1) 有害使用済機器の判別（法第 17 条の 2 第 1 項）

有害使用済機器とは、対象品目に指定された機器のうち、廃棄物ではなく、かつリユース（再使用）されないものを指します。



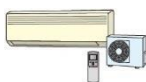
※ 使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの

#### (2) 対象品目（令第 16 条の 2）

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に指定されている 4 品目と、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）に指定されている 28 品目が対象品目となります。

##### ○家電リサイクル法対象品目（4 品目）

①エアコン



②冷蔵庫・冷凍庫



③洗濯機・衣類乾燥機



④テレビ



##### ○小型家電リサイクル法対象品目（28 品目）

①電動ミシン



②電気グラインダー等



③電卓等



④ヘルスメーター等



⑤電動式吸入器等



⑥フィルムカメラ



⑦ハードディスク等





### (3) 届出について（規則第 13 条の 3 第 1 項等）

新規に有害使用済機器の保管又は処分を業として行う場合は、事業を開始する 10 日前までに都道府県知事に届出※が受理される必要があります。

※ 届出義務に違反した者には、30 万円以下の罰金

なお、平成 30 年(2018 年)4 月 1 日時点で既に、有害使用済機器の保管又は処分を業として行っている場合は、平成 30 年(2018 年)10 月 1 日までの届出が必要です。

### (4) 届出が不要な者（規則第 13 条の 2）

有害使用済機器の保管又は処分を業として行う場所に係る廃棄物処理法の許可を持っている者など、生活環境保全上適切に扱えると考えられる者は届出が不要となります。詳しくは「有害使用済機器の保管等に関するガイドライン（第 1 版）」(平成 30 年 3 月環境省)※を参照ください。

※ <http://www.env.go.jp/recycle/waste/laws/kaisei2017/guideline.pdf>



**(5) 有害使用済機器の保管・処分の基準（令第16条の3等）**

有害使用済機器保管等業者は、基準を遵守し適正に保管又は処分を行うことにより、生活環境上の影響を防止する必要があります。基準の概要は以下のとおりです。

なお、有害使用済機器の保管又は処分を行う際に発生した廃棄物は、廃棄物処理法の基準にしたがって適正に処理する必要があります。

項目	有害使用済機器の保管・処分基準の概要
① 囲いの設置	みだりに人が入り込まないように、また機器やその一部が周辺環境へ飛散・流出しないように囲いを設け、保管の位置を明らかにすること。
② 掲示板の設置	有害使用済機器の保管の場所である旨、管理者の氏名又は名称、連絡先、保管又は処分の別、保管品目、最大保管高さなど、必要な事項が表示された掲示板を設けること。
③ 保管高さ	屋外で容器を用いずに保管する場合は、規則で定められた高さを超えないようにすること。
④ 土壌・地下水汚染防止	油の漏洩や汚水の発生・流出等により、公共水域、土壌や地下水の汚染のおそれがある場合は、油水分離槽や排水溝の設置、コンクリート敷設を行うなどの措置を講じること。また、蛍光管等特に有害性が高い物質を含む部品等は適正に回収し処理すること。
⑤ 飛散・流出防止	屋外で容器を用いずに保管する場合は、強風時等に有害使用済機器やその一部が飛散・流出するおそれがあり、フェンスを設けるなど保管の状況に応じて対策すること。
⑥ 生活環境の保全	搬入搬出に伴う車両の走行、車両からの積卸し、積み込みや処分時の重機の稼働等による騒音・振動等により、生活環境保全上悪影響を及ぼさない様な措置を講じること。
⑦ 火災・延焼防止	有害使用済機器をそれ以外の物と分別する他、電池等の火災発生源となる可能性がある物の分別等を行うこと。
⑧ 公衆衛生の保全	事業場内の整理整頓や清掃を行い、悪臭の発生や害虫の発生等を防止し、公衆衛生の保全を行うこと。
⑨ 処分における火災	処理設備に投入する有害使用済機器の中に処理に適さないものが含まれていないことを連続的に確認することや、万が一火災が発生した場合の初期対応として消火器を設置する等の措置を講じること。
⑩ 処分の方法	有害使用済機器は、焼却、熱分解、埋立処分及び海洋投入処分を行ってはならないこと。

**(6) 届出書の提出先**

石川県廃棄物対策課（金沢市内での保管等は、金沢市環境指導課）に提出してください。  
（連絡先は12ページ参照）



### Ⅲ 廃棄物の不適正処理への対応の強化

#### 3 電子マニフェストの使用の一部義務化等（法第 12 条の 5 第 1 項等）

特別管理産業廃棄物を多量に排出する事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合、電子情報処理組織を使用した登録及び報告（以下「電子マニフェストの使用」という。）が困難な場合を除き、産業廃棄物管理票（以下「紙マニフェスト」という。）の交付に代えて、電子マニフェストの使用が義務付けられます。（2020 年（平成 32 年）4 月 1 日施行）

##### (1) 電子マニフェストの使用義務者（規則第 8 条の 31 の 2、規則第 8 条の 31 の 3）

特別管理産業廃棄物の多量排出事業者のうち、当該年度の前々年度の特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上（PCB 廃棄物は 50 トンの中に含めない。）の事業場を設置する者

##### (2) 電子マニフェストの使用が困難な場合（規則第 8 条の 31 の 4）

- ① インターネット回線の故障、天災その他やむを得ない事由により、電子マニフェストの使用義務者、運搬受託者若しくは処分受託者又は情報処理センターが、電子マニフェストを使用して登録し、報告し、又は通知することが困難であると認められる場合
- ② その使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）とインターネット回線で接続されている者に産業廃棄物の運搬又は処分の委託をすることが困難であると認められる場合
- ③ 電子マニフェストの使用義務者の常勤の役員又は職員の年齢が、平成 31 年 3 月 31 日において、いずれも 65 歳以上である場合であって、その使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）とインターネット回線で接続されていない場合

##### (3) その他

- ① 多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画に、電子マニフェストの使用に関する事項が追加（規則第 8 条の 17 の 2）
- ② 紙マニフェストの記載事項に、電子マニフェストの使用義務者であって、電子マニフェストの使用が困難であり紙マニフェストを交付する場合の理由が追加（規則第 8 条の 21）
- ③ 電子マニフェストの情報処理センターへの登録及び報告の期限が、次のア～ウを除く、3 日以内に変更（規則第 8 条の 31 の 6）（平成 31 年（2019 年）4 月 1 日施行）
  - ア 日曜日及び土曜日
  - イ 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
  - ウ 1 月 2 日、同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日





#### 4 事業の廃止及び許可の取消しに伴う通知等の義務付け（法第14条の2第4項等）

産業廃棄物処理業等の全部又は一部を廃止した者であって当該事業に係る産業廃棄物等の処理を終了していない者及び産業廃棄物処理業等の許可を取り消された者であって当該許可に係る産業廃棄物処理業等の処理を終了していない者は、遅滞なく、その旨を当該処理の委託者に対し通知することが義務付けられました。

通知の手続き	
① 通知先・内容	当該処理を終了していない産業廃棄物に係る委託契約を締結している排出事業者等の全てに対し、当該事由が生じた年月日及び当該事由の内容を明らかにした書面又は電子ファイルを送付。
② 通知の期限	当該事業の全部若しくは一部を廃止した日又は許可を取り消された日から10日以内。
③ 通知の保存	通知の日から5年間、通知の写しを保存。

#### 5 産業廃棄物処理施設に対する停止命令等の明確化（法第15条の2の7）

法第15条の2の5第1項又は第2項の届出を行い、特例として一般廃棄物処理施設として設置された産業廃棄物処理施設について、施設の維持管理基準等の違反があった場合において、産業廃棄物処理施設としての停止命令等だけではなく、一般廃棄物処理施設としても停止命令等が行うことができることが明確化されました。



## 6 事業の廃止及び許可の取消し等に伴う措置（法第 19 条の 10 第 2 項）

都道府県知事等は、事業を廃止した産業廃棄物処理業者等に対して、産業廃棄物処理基準（特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準）に従って保管することその他必要な措置を講ずべきことを命じることができるようになりました。

対 象 者（法第 19 条の 10 第 2 項各号に掲げる者）	命じる者
① 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の業許可更新の更新を受けなかった者	都道府県知事
② 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の業の全部又は一部の廃止等の届出をした者	都道府県知事
③ 産業廃棄物の業許可を取り消された者	都道府県知事
④ 産業廃棄物に係る再生利用、広域認定又は無害化認定に係る事業の全部又は一部を廃止した者	環境大臣
⑤ 産業廃棄物に係る再生利用、広域認定又は無害化認定に係る認定を取り消された者	環境大臣
⑥ 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の業許可を受けないで産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処理を業として行った者	都道府県知事

## 7 紙マニフェスト及び電子マニフェストの虚偽記載等に関する罰則の強化（法第 27 条の 2）

紙マニフェスト及び電子マニフェストの使用に係る罰則が強化されました。

以下の①～⑪の違反に係る罰則：1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金

（改正前：6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金）

- ① 排出事業者の紙マニフェスト交付義務違反・記載義務違反・虚偽記載
- ② 運搬受託者の紙マニフェスト写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載
- ③ 運搬受託者の紙マニフェスト回付義務違反
- ④ 処分受託者の紙マニフェスト（二次マニフェストを含む。）写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載
- ⑤ 紙マニフェスト又はその写しの保存義務違反
- ⑥ 虚偽の紙マニフェスト交付
- ⑦ 紙マニフェスト未交付による産業廃棄物引受禁止違反
- ⑧ 虚偽の紙マニフェストの写し送付・虚偽報告
- ⑨ 電子マニフェストの虚偽登録
- ⑩ 電子マニフェスト報告義務違反・虚偽報告
- ⑪ 紙マニフェスト及び電子マニフェストに係る勧告の措置命令違反

## IV その他

### 8 優良産廃処理業者認定制度に係る情報の更新時期

(規則第9条の3第2号、第10条の4の2第2号、第10条の12の2第2号及び第10条の16の2第2号関係)

申請者が法人である場合は、優良産廃処理業者認定制度に係る財務諸表情報の更新時期が、「一年に一回以上」から「少なくとも定時株主総会で承認を受け、又は報告された都度」に改められました。

(平成30年環境省令第1号 平成30年2月2日公布、同日施行)

☆ この資料は、改正法等の内容をもとに簡略化して作成していますので、詳細については、次の法令及び、環境省通知等を参照下さい。

#### (1) 法令

- ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第61号）  
平成29年6月16日公布
- ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第23号）  
平成30年1月31日公布
- ③ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行規則の一部を改正する省令（平成30年環境省令第1号）  
平成30年2月2日公布
- ④ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行規則の一部を改正する省令（平成30年環境省令第2号）  
平成30年2月22日公布

#### (2) 環境省通知

- ① 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（通知）」  
（平成30年3月30日付け環循適発第18033010号・環循規発第18033010号 環境省環境再生・資源循環局廃棄適正処理推進課長、廃棄物規制課長通知）
- ② 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」  
（平成30年2月2日付け環循適発第1802021号・環循規発第1802021号 環境省環境再生・資源循環局廃棄適正処理推進課長、廃棄物規制課長通知）
- ③ 「行政処分の指針について」  
（平成30年3月30日付け環循規発第18033028号 環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）
- ④ 「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて」  
（平成30年3月30日付け環循規発第18033029号 環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）

- (3) 「有害使用済機器の保管等に関するガイドライン（第1版）」 平成30年3月 環境省  
<http://www.env.go.jp/recycle/waste/laws/kaisei2017/guideline.pdf>

- (4) 環境省パンフレット 「有害使用済機器を保管又は処分する事業者のみなさまへ」  
<http://www.env.go.jp/recycle/waste/laws/kaisei2017/flyerJP.pdf>

## ☆ お問い合わせ先

関係行政機関等	所在地	連絡先
石川県廃棄物対策課	〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地	TEL : 076-225-1472 (審査) 076-225-1474 (指導) 076-225-1471 (循環) FAX : 076-225-1473 e-mail : <a href="mailto:e170300@pref.ishikawa.lg.jp">e170300@pref.ishikawa.lg.jp</a>
石川県南加賀保健福祉センター (産業廃棄物監視機動班)	〒923-8648 小松市園町ヌ48番地	TEL : 0761-22-0795 FAX : 0761-22-0805
石川県石川中央保健福祉センター (産業廃棄物監視機動班)	〒924-0864 白山市馬場2丁目7番地	TEL : 076-275-2642 FAX : 076-275-2257
石川県能登中部保健福祉センター (産業廃棄物監視機動班)	〒926-0021 七尾市本府中町ソ27番9	TEL : 0767-53-2482 FAX : 0767-53-2484
石川県能登北部保健福祉センター (産業廃棄物監視機動班)	〒928-0079 輪島市鳳至町畠田102番4	TEL : 0768-22-2011 FAX : 0768-22-5550
金沢市環境指導課	〒921-8016 金沢市東力町ハ284番地	TEL : 076-220-2521 FAX : 076-260-7193
一般社団法人石川県産業廃棄物協会 (マニフェスト取扱い機関) (特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会受付機関) (処理業の許可申請に関する講習会受付機関)	〒920-0918 金沢市尾山町9番13号 金沢商工会議所会館3F	TEL : 076-224-9101 FAX : 076-224-9102

### 不法投棄110番

産業廃棄物の不適正処理（不法投棄、屋外焼却、不適正保管など）を見かけたら、連絡をお願いします。

石川県生活環境部廃棄物対策課指導グループ

Tel 076-225-1474 Fax 076-225-1473

